

令和5年度 第1回佐倉市青少年問題協議会

次 第

□開 会

1 開 会

2 市長あいさつ

佐倉市長 西田 三十五

3 委嘱状交付

□会 議

1 各団体の取組みについて

2 取組みから見える青少年を取り巻く課題と解決のための提言について

3 その他

□閉 会

日時：令和5年7月26日（水）

10時00分～

場所：議会棟 第3委員会室

佐倉市

こども支援部こども政策課

佐倉市青少年問題協議会委員（任期：R5.7.5～R8.7.4）

敬称略

No.	選出区分	委員	備考
1	市長	西田三十五	会長
2	教育長	圓城寺一雄	副会長
3	副市長	石井健司	
4	市教育委員会委員	吉村真理子	佐倉市教育委員会教育長職務代理者
5	市の事務部局の関係職員	佐藤鈴子	佐倉市こども支援部こども家庭課長
6	市教育委員会の事務局の職員	榎本泰之	佐倉市教育委員会教育部参事指導課長事務取扱
7	警察関係職員	布留川松範	佐倉警察署長
8	家庭裁判所の職員	芦澤俊	千葉家庭裁判所調査官
9	社会教育委員	木原義春	佐倉市社会教育委員会議議長
10	民生委員・児童委員	松本博子	佐倉市民生委員・児童委員協議会副会長
11	保護司	石渡康郎	保護司会佐倉市分会会長
12	社会福祉協議会運営委員	岡本一成	佐倉市社会福祉協議会事務局
13	小学校長	小坂井靖史	佐倉市立佐倉東小学校長
14	中学校長	加藤康男	佐倉市立佐倉東中学校長
15	高等学校長	佐藤道広	千葉県立佐倉西高等学校長
16	高等学校長	木次愼一	千葉県立佐倉東高等学校長
17	青少年相談員	喜澤雄悟	佐倉市青少年相談員連絡協議会会長
18	識見を有する者	久保秀一	印旛健康福祉センター長
19	〃	山口裕司	成田公共職業安定所長
20	〃	藤寄秀秋	少年警察ボランティア協議会佐倉地区副会長
21	〃	片岡正臣	佐倉市青少年育成市民会議会長
22	〃	富永三咲	佐倉市スポーツ協会理事長
23	〃	溝渕哲雄	佐倉市スポーツ推進委員連絡協議会会長
24	〃	佐藤誠	佐倉市PTA連絡協議会 上志津中学校PTA会長
25	〃	新田司	千葉敬愛短期大学教授
26	〃	吉森文男	佐倉市人権擁護委員

目次

1 各団体の取組み

□佐倉市こども支援部こども政策課	3ページ
□佐倉市こども支援部こども家庭課	6ページ
□佐倉市教育委員会教育部指導課	7ページ
□佐倉警察署	8ページ
□佐倉市社会教育委員	9ページ
□佐倉市民生委員・児童委員協議会	10ページ
□保護司会佐倉市分会	11ページ
□佐倉市社会福祉協議会	13ページ
□佐倉市立佐倉東小学校	14ページ
□佐倉市立佐倉東中学校	15ページ
□千葉県立佐倉西高等学校	16ページ
□千葉県立佐倉東高等学校	17ページ
□佐倉市青少年相談員連絡協議会	18ページ
□印旛健康福祉センター	20ページ
□成田公共職業安定所	21ページ
□少年警察ボランティア協議会	25ページ
□佐倉市青少年育成市民会議	26ページ
□佐倉市スポーツ協会	27ページ
□佐倉市スポーツ推進委員連絡協議会	28ページ
□佐倉市PTA連絡協議会	29ページ
□佐倉市人権擁護委員協議会	30ページ

2 取組みから見える青少年を取り巻く課題と解決のための提言について

31ページ

3 その他

佐倉市の子育て支援

(令和5年7月1日現在)

1. 市の子育て支援施策

平成27年4月1日に施行された子ども・子育て支援法の規定による子育て支援に関する施策を実施する中で保育施設等を確保し待機児童ゼロの維持、保育の質の向上に取り組めます。また地域における子育て支援の拡充を図ります。

「教育・保育施設」

幼稚園、保育所、認定こども園、小規模保育事業、事業所内保育事業

0～2歳を対象とした19人以下の保育施設 ※市で認可

2. 保育園等の入園状況

- ・ 保育園 32 園 (公 7・私 25)、認定こども園 8 園、小規模保育事業等 5 施設 合計 45 園
- ・ 幼稚園 7 園 (私 4+公 3) *うち和田幼稚園は休園中

定員・入園数・待機児童数の推移(各年4月1日現在、幼稚園は各年5月1日現在)

	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
保育園等 認可定員	2,565 (38 園)	2,694 (39 園)	2,853 (43 園)	2,919 (44 園)	2,919 (44 園)	3,015 (45 園)
4 月新規申込者数	800	870	843	689	703	832
保育園入園数 (管外委託分は除) (管外委託分は含)	2,353	2,494	2,551	2,525	2,544	2,649
待機児童数	15	29	11	0	0	0
(参考) 幼稚園入園数	2,251	2,116	1,906	1,837	1,656	1,481
(参考0歳~5歳/3月末) 就学前乳幼児数	7,246	6,975	6,613	6,198	5,870	5,673

令和4年4月 (令和3年度中の整備及び認可定員変更) 合計 +-0人
 青葉保育園 整備工事完了 定員90人→93人 (保育定員 +3人)
 生活クラブ風の村保育園佐倉東 定員120人→110人 (保育定員 △10人)
 陽の木さくら保育園 定員63人→68人 (保育定員 +5人)
 ユーカリデイリーキッズ (小規模) 廃止 18人→0人 (保育定員 △18人)
 ウェストデイリーキッズ (保育園) 新設 0人→20人 (保育定員 +20人)
 *R4.4.1 ユーカリハローキッズ分園設置 (0歳児クラス分離) 園数変更なし

令和5年4月 (令和4年度中の整備及び認可定員変更)

幼保連携型認定こども園 志津わかば幼稚園 保育定員+96人

3. 地域における子育て支援（地域子ども・子育て支援事業）

①放課後児童健全育成事業

◆児童センター・老幼の館（児童センター3施設、老幼の館2施設）

子ども達に安全な遊びの場を提供し、子育てに関する相談や交流事業を実施し、地域の子育て拠点として活動の場を提供しています。

◆学童保育所（公立34施設 私立3施設）

保護者が就労等で放課後に保育ができないとき、小学生に放課後の生活の場を提供し、遊びの指導を行うことにより児童の健全育成を図ることを目的とした施設です。

入所状況	入所者数	定員数
令和5年5月1日	1,794人	1,915人
令和4年5月1日（参考）	1,662人	1,860人

②子育て世代包括支援センター（市内5か所）（平成28年4月～）

（こども保育課、母子保健課、西部保健センター、南部保健センター、志津北部地域子育て世代包括支援センター＊H30.11.26開所）

母子手帳を交付する際に、保健師による全員面接を行い、子育てに関する不安や悩みなどを妊娠期から総合的に相談を受けることができます。

また、出産後育児などの支援が必要なかたへの産後ケア事業や、さまざまな理由でお子さんの養育が困難になった時にお子さんを預かる子育て短期支援事業（ショートステイ事業）を実施しています。

③地域子育て支援拠点事業（市内20か所）

身近な場所である保育園等で、保育士・栄養士・看護師が育児相談などを受けます。また、園庭解放や子育て中の親子の交流、子育て支援に関する情報提供等を実施し、地域に開かれた場を提供しています。

【公立】9施設

佐倉、馬渡、白井、志津、根郷、北志津、南志津、子育て支援センター、

★夢咲くら館子育て交流センター（R5.3開所）

【民間】11施設

にじいろ、生活クラブ、はくすい、陽の木、さくら敬愛、吉見光の子

えがおの森、ユーカリハロー、光の子、ウエストデイリー、ジュネス長岡

★夢咲くら館子育て交流センターでは市内初の託児事業を併せて実施しています。

④ファミリーサポートセンター

地域の「子育ての手伝いをしたい」、「子育ての手助けがほしい」人たちを会員とし、お互いに支援し合う事業です。センターのアドバイザーが会員間の連絡調整等を行っています。平成27年度から産前産後の妊産婦の家事援助等を行う「産前産後支援事業」、平成30年度から「ひとり親等利用料助成事業」を実施しています。

【活動内容】

- ・ 保育園、幼稚園などの送迎
- ・ 産前産後の妊産婦の家事援助
- ・ 保育園・幼稚園開始前や終了後、小学校の放課後や学童終了後の子どもの預かり
- ・ 保護者の病気や急用時等の子どもの預かり
- ・ 保護者のリフレッシュ など

年度	依頼会員	提供会員	両方会員	合計（人）
R4 年度末	1,058	175	23	1,256
R3 年度末（参考）	1,044	156	20	1,220

* 利用の約 80%が、保育園や小学校、学童などの送り迎え。

⑤一時預かり事業（市内計 13 か所：公立 5 か所・民間 8 か所）

日常生活上の突発的な事情や保護者の就労、育児疲れ等により、家庭での保育が断続的または一時的に困難となる場合に、保育園等でお子さまをお預かりします。

※里帰り出産等、条件を満たす方に限り、市外の方の利用も可能

★令和 4 年度から利用しやすい方向に拡充しました。

A 利用区分の整理 [非定型・私的・緊急 → 定期・不定期]

B 利用可能日数の拡大 [非定期：平均週 3、私的：月 3 日 緊急：15 日以内

→ 定期：週 3 日以内 不定期：月 15 日以内]

C 継続期間の拡大 [6 カ月以内 → 最長 1 年間 他]

⑥病児保育（市内 1 施設）

病気の回復期に至らないお子さん（当面の症状の急変が認められない場合に限る）を、専用の施設で一時的にお預かりします。

- ・ イーゲル（西志津：みやけクリニック）平成 29 年 4 月開設
対象：生後 1 歳～小学校 6 年生まで
定員：3 名 / 利用日数：3 日
開設日：月～土曜日 8:00～18:00（土曜日は 13:00 まで）

⑦病後児保育（市内 2 施設）

病気からの回復期にあって保育園や小学校などに通うことができないお子さんを、専用の施設で一時的にお預かりします。

- ・ こあらキッズ（宮ノ台：みやのもりハローキッズ）平成 24 年 12 月開設
対象：生後 6 か月～小学校 3 年生まで
定員：3 名 利用日数：5 日
開設日：月～土曜日 8:00～18:00（土曜日は 17:00 まで）
- ・ トムの部屋（岩名：佐倉白翠園）平成 25 年 8 月開設
対象：生後 6 か月～小学校 3 年生まで
定員：3 名 / 利用日数：5 日
開設日：月～土曜日 8:00～18:00（土曜日は 17:00 まで）

佐倉市健康こども部こども家庭課（児童虐待について）

【令和4年度児童家庭相談援助実績】

1. 相談全件数（実数）

令和3年度からの継続ケース	364件	（うち、虐待ケース197件、54.1%）
令和4年度 新規ケース	487件	（うち、虐待ケース369件、75.8%）
計	851件	（うち、虐待ケース566件、66.5%）

2. 児童虐待新規ケース受付状況

①児童虐待の件数（令和2年度～令和4年度）

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
件数	316件	335件	369件

②令和4年度虐待行為の件数・割合 ※児童の目で行われるDVも心理的虐待を含む

行為別	身体的虐待	ネグレクト	心理的虐待	性的虐待	計
件数	116	42	208	3	369
割合	31.4%	11.4%	56.4%	0.8%	100%

3. 児童虐待の主な要因

- 親自身の育てられ方、親としての未熟さ、疾病や障害など保護者に起因する問題
- 児童の障害や特性等による育てにくさ
- 夫婦関係、親子間のストレスや経済的な問題など家庭に起因する問題
- 親族や近隣、支援機関等の社会資源との関係が維持できないなど孤立に起因する問題

【相談体制等】（R5.4.1 現在）

・家庭児童相談班 10名

- 職員 8名 班長（社会福祉士）1名、保健師（育児休暇中）1名、保育士1名、事務職員5名

○家庭児童支援員（会計年度任用職員）2名

（社会福祉士：週4日勤務、幼稚園教諭：週3日勤務）

【虐待予防・虐待防止への取り組み】

1. 家庭児童相談の実施

18歳未満の児童と家庭（妊産婦も含む）を対象に、子育てに関する様々な悩みや問題の相談に応じるとともに、関係機関と連携しながら、それぞれの児童と家庭に合わせ、きめ細やかな支援を継続的に実施します。※R3.4.1「佐倉市子ども家庭総合支援拠点」を設置

2. 児童虐待防止研修の実施

児童虐待防止啓発活動として、民生委員・児童委員や関係機関職員等を対象とした研修を実施します。

3. 養育支援訪問事業

虐待ハイリスク家庭への支援として、保健師・保育士による訪問支援および家事・育児支援ヘルパー等の派遣を実施します。

4. 関係機関との連携強化

児童虐待防止ネットワーク会議を実施し、関係機関にて要支援児童に関する情報共有を図り、虐待の早期発見・早期対応に努めます。

(1) いじめ問題と対応について

【具体的な取り組み】

①いじめ月例調査

- ・各学校はいじめに関する状況を毎月、指導課に報告し、指導課は市全体のいじめの状況や態様を把握しています。早期に発見して速やかに対応することにより、大きな事案になる前の対処を目指すとともに、解消率を上げるよう努めています。
- ・緊急性のあるものについては、指導主事が学校を訪問し、実態把握や対応について指導・支援を行います。ケースによっては、直接、児童生徒への聞き取り等を行い、必要に応じて関係機関と連携し、被害児童生徒及び保護者の心情に寄り添いながら、きめ細やかに対応しています。
- ・令和4年度のいじめの認知件数は、小学校331件、中学校191件、合計522件で、前年度から16件の減少となっています。各校は、小さなトラブルも積極的にいじめとして捉えており、各学校が解消に向けて取り組んでいます。

②教育相談週間・いじめアンケートの実施

- ・学校は、児童生徒がいじめ問題を含めた様々な悩みに対して相談しやすい環境を整えています。また、いじめのアンケートや日頃の児童生徒の様子を把握することにより、いじめの早期発見に努めています。

③「佐倉市いじめ防止こどもサミット」の開催

- ・夏休みに、各小中学校の代表児童生徒を集めて話し合いを行い、子供たちの目線によるいじめ防止対策を打ち立てます。代表生徒は、本サミットで学んだ内容を学校で発表するなど、各校の実態に照らした活動に取り組み、児童生徒によるいじめ防止対策を実行します。

④学校支援アドバイザーの巡回

- ・各学校のいじめ問題や生徒指導諸問題に対する助言や支援をするため、5名の学校支援アドバイザーが市内34校を巡回しています。

(2) 不登校児童生徒の対応について

【具体的な取り組み】

①長欠状況調査

- ・学校は、不登校について長期欠席児童生徒（不登校児童生徒）の状況を報告し、市教委はその態様を把握するとともに、必要に応じて指導支援を行います。
- ・令和4年度の不登校児童生徒数は、小学校145人、中学校300人、合計445人であり、前年度より小学校で30人増、中学校で51人増となっています。

②市・学校の対応

- ・月例報告をもとに教育センター指導主事や学校教育相談員が学校訪問や面接相談を行い、個別の支援について協議しながら対応に当たっています。
- ・各学校では、日頃より児童生徒との信頼関係づくりに積極的に努め、欠席が続いたら家庭訪問を実施する等、きめ細やかに対応することで、不登校の減少に向けて取り組んでいます。また、こども家庭課と連携し、長期にわたって登校していない児童生徒については定期的に家庭訪問を行い、目視による確認を行うよう努めています。
- ・登校を希望しない児童生徒については、放課後登校・別室登校やオンライン授業、学習プリントを配付・回収する等の学習支援を行っています。

令和5年度 事業・活動計画書

団体・機関名 佐倉警察署

会員数(団体の場合)

名

月 日	活 動 内 容	場 所
	<p>年間を通して</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 不審者対応訓練 ・ 非行防止教室 ・ 防犯講話 ・ ネット安全教室 ・ 薬物乱用防止教室 <p>の実施</p>	

*既存の書式、計画書でも支障はありません。

提出日：令和5年7月18日(火)まで

令和5年度社会教育委員関係行事一覧表

	日にち	会議・行事名	時間	会場
1	5月12日(金)	印旛郡市社会教育委員連絡協議会 定期総会及び第1回会議	10:00～11:30	八街市総合保健 福祉センター
2	7月24日(月)	第1回佐倉市社会教育委員会議	10:00～11:30	夢咲くら館
3	7月19日(水)	令和5年度 千葉県社会教育委員連絡協議会 代議員会	13:30～16:30	千葉県 総合教育センター
4	7月	第2回印旛郡市 社会教育委員連絡協議会 振興大会事前打合せ会議	書面開催	成田市
5	9月9日(土)	令和5年度 印旛郡市社会教育振興大会 ※委員3名+事務局2名(予定)	13:30～16:00	成田市 大栄公民館
6	10月4日(水)	千葉県社会教育振興大会 ※委員3名+事務局1名(予定)	調整中	千葉県 総合教育センター
7	11月8日(水) 又は10日(金) 調整中	印旛郡市社会教育委員研修会 ※委員2名+事務局1名(予定)	調整中	香取市 みんなの賑わい交流 拠点コンパス
8	2月	第2回佐倉市社会教育委員会議	調整中	調整中
9	3月	第3回印旛郡市 社会教育委員連絡協議会	調整中	八街市

令和5年度 事業・活動計画書

団体・機関名 伍倉市民生委員・児童委員協議会 会員数(団体の場合) 207 名

月 日	活 動 内 容	場 所
5年4月4日	民生委員・児童委員委嘱状交付式	伍倉市役所1号館 3階応接室
5年5月25日	令和5年度伍倉市民生委員・児童委員協議会総会	志津コミュニティセンター
5年8月2日	民生委員・児童委員委嘱状交付式	伍倉市役所1号館 3階応接室
5年10月4日	千葉県民児協中堅民生委員・児童委員研修会	千葉教育会館
5年11月21日 及び22日	第92回全国民生委員・児童委員大会	広島市 広島グリーンアリーナ 他
5年12月	12月委嘱の民生委員・児童委員委嘱状交付式	
毎月1回	地区会長会議	伍倉市役所内 各会議室
毎月1回	各地区定例会	各地区(7ヶ所)

*既存の書式、計画書でも支障はありません。

提出日：令和5年7月18日(火)まで

議案第3号

令和5年度 佐倉地区保護司会佐倉市分会活動方針

佐倉地区保護司会佐倉市分会の活動は、千葉保護観察所 令和3年8月2日付けで通知された「新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況を踏まえた対応方針について（保護司用）」ステージ3・4を参考に佐倉地区保護司会の事業計画、千葉保護観察所、佐倉市及び印旛保健所等の関係行政機関や関係諸団体と連携協力し実施することとします。

1 会議の開催

- (1) 総会の開催（通常総会1回）
- (2) 理事会（役員会）の開催（随時）
- (3) 更生保護女性会との連携会議の開催（2～3回程度）

2 犯罪予防活動の推進

- (1) “社会を明るくする運動” 関連事業の推進
 - ア 社会を明るくする運動推進委員会への出席（2回程度）※
 - イ 街頭啓発活動等への協力（7月～）※
 - ウ ミニ集会活動（小中学校等で開催）※
 - エ 社明啓発ポスターの掲示（6月下旬）※
- (2) 青少年健全育成活動への協力
- (3) 環境浄化活動への協力
「住みよい地域づくり住民活動」への参加・協力
- (4) 麻薬・覚せい剤乱用防止キャンペーン等参加・協力※
- (5) 再犯防止法及び推進計画に関する事業への協力
- (6) 更生保護相談
更生保護サポートセンターで毎週火・水曜日と金曜日に開催

3 処遇支援活動の推進

- (1) 社会資源開拓活動の推進
 - ア 市内小中学校・警察署との会議等を通して連携を図る
 - イ 市内各種団体との連携を図る
- (2) 更生保護施設の処遇活動に対する協力
施設の活動資金の援助・の支援等

4 各種研修の実施・協力

- (1) 保護観察所の行う研修への参加
- (2) 自主研修及び視察研修の実施

5 デジタル化の推進

- (1) タブレットの使用
- (2) 電子掲示板活用の研究

6 保護司会連合会等との連携及び更生保護大会への参加

7 会員相互の親睦及び慶弔規定に基づく会員の慶弔

議案第3号

令和5年度 佐倉地区保護司会佐倉市分会事業計画

月	日	事業	参加予定人員	実施場所
4	3	令和4年度歳入歳出監査監査 役員会	7名 12名	佐倉市役所 佐倉市役所
	26	佐倉市更生保護女性会令和4年度総会に出席※	3名	佐倉市役所
5	10	令和5年度佐倉地区保護司会佐倉市分会総会	21名	佐倉市役所
		県「社明」推進委員会会議出席※	1名	千葉県庁
	16	佐倉地区保護司会監査及び理事会	7名	四街道市役所
	25	令和5年度佐倉地区保護司会総会	21名	四街道市文化センター
	25	第1期佐倉地区保護司会定例研修会	21名	〃
	下旬	第1回「社明」佐倉市推進委員会出席※	3名	佐倉市役所
6	上~下旬	佐倉市内中学校連絡協議会出席※	21名	佐倉市内中学校
7	1	第73回「社明運動」強調月間	一	佐倉市全域
	3	「社明」街頭広報活動	21名	市内JR、京成駅頭
	10	青少年非行防止相談会※	2名	佐倉市役所
	14~18	「社明」講演(Web方式)※ 講師 元保護司 一龍齋 貞花 氏 (講談師)	21名	
	下旬	佐倉市「社明」実施結果検討会※	3名	佐倉市役所
8	上~下旬	佐倉市内盆踊り会場周辺防犯パトロール※	21名	佐倉市内
	下旬	関係行政機関との連絡協議会※	〃	〃
		更生保護女性会との合同視察研修(状況をみて)	21名	日帰り
		第2期佐倉地区保護司会定例研修会(7月~9月)	〃	ミレニアムセンター佐倉
9	下旬	保護司・更生女合同役員会※	8名	佐倉市役所
10	下旬	佐倉市「社明」推進委員会・保護司会・更生保護 女性会との県外矯正施設等視察研修	21名	
		市内中学校ミニ集会等に参加※	21名	市内中学校
11		第66回千葉県更生保護大会	名	
	下旬	薬物乱用防止キャンペーン参加※	名	
		第3期佐倉地区保護司会定例研修会	21名	酒々井町(予定)
12	中旬	千葉県婦性会(代表者定例訪問)	1名	千葉県婦性会
1		佐倉市更生保護女性会新年研修会に出席※	3名	佐倉市内
2	中旬	第2回「社明」佐倉市推進委員会出席※	3名	〃
3	中旬	保護司・更生女合同役員会※	11名	佐倉市内
	中旬	佐倉地区保護司会佐倉市分会年度末自主研修	21名	〃
その他		青少年の非行防止相談会※	21名	佐倉市内各地
		佐倉市住民福祉懇談会出席※	各1~2名	〃
		中学校との連携活動実施※	各1~2名	市内中学校
		防犯パトロール参加※	21名	佐倉市内各地
		佐倉地区保護司会佐倉市分会役員会(連絡調整会議)	4~8名	佐倉市役所
		協力雇用主開拓	4~5名	佐倉市内
		佐倉地区保護司会各専門部会会議	3~12名	佐倉市、四街道市、酒々井町

※印は、保護司法第8条の2に規定する保護司活動

令和5年5月10日提出
佐倉地区保護司会佐倉市分会
会長 石 渡 康 郎

令和5年度 事業・活動計画書

団体・機関名 佐倉市社会福祉協議会 会員数 35, 292 (R5. 3. 31現在)

月 日	活 動 内 容	場 所
通年	地区社会福祉協議会活動（世代間交流事業、各種スポーツ大会、親子のサロン活動など）を通じて、青少年の健全育成を図る。	市内全域
第2水曜日 第3土曜日	障がい児と健常児のふれあいの場、子育て支援の場として「おもちゃ図書館」を開館する。	西部地域福祉センター
第2土曜日 第4水曜日		南部地域福祉センター
通年	ボランティア活動に関する情報提供や相談に応じ、活動の推進を図る。	ボランティアセンター
年一回	交通遺児激励見舞金・勉学奨励金の交付	
通年	学校とボランティアグループや地区社協、当事者団体、社会福祉施設などが連携し、ボランティア体験や福祉教育に取り組み、地域社会の一員としての役割と自己実現を支援する。	
10～12月	共同募金運動への参加を呼びかけ、街頭募金活動などを通じて、助け合いの気持ちを育てる。	市内学校、地域
通年	奨学福祉事業（奨学生の募集、奨学金の給付、奨学生の研修）を通じて次代を担う大学生の学びを支援し、人材の育成を図る。	
通年	生活困窮世帯子ども支援事業 経済的な理由等により生活困窮世帯に属する子どもが元気に育つ為に必要な資金を交付し自立を援助する。 学習支援活動 生活困窮者自立支援事業を通じて、生活困窮世帯に属する児童・生徒に対し、学生や市民のボランティアによる学習支援活動を行う。 こども食堂活動支援 市内のこども食堂活動について、ネットワーク組織（さくらあったか食堂ネットワーク）を作り、子どもを真ん中にして課題の共有と普及啓発活動に取り組む。	

令和5年度 事業・活動計画書

団体・機関名

佐倉市立佐倉東小学校

会員数(団体の場合)

172名

月 日	活 動 内 容	場 所
毎週月曜日	人権・生徒指導会議(いじめ問題・問題行動・虐待)	佐倉東小学校
毎月1回	職員会議(ケース会議:支援が必要な児童についての共通理解及び情報の共有)	佐倉東小学校
年3回	ちばトレ(防犯教室:低・中・高学年で実施)	佐倉東小学校
年3回	地区児童会(登校・下校班の確認及び交通安全指導)	佐倉東小学校
年2回	スクールガードパトロール代表者会議	佐倉東小学校
毎月1回	佐倉地区青少年住民育成会議夜間パトロール	JR・京成佐倉 駅付近
年5回	歌声交換会(2学年→体育館で発表、他の学年は教室でリモート鑑賞)	佐倉東小学校
年3回	佐倉市・酒々井町小中学校生徒指導連絡協議会	未定
年4回	佐倉市生徒指導担当者会議	オンライン
年3回	教育相談(3週間で実施)	佐倉東小学校
年2回	児童集会(人権集会:いじめゼロ宣言)→今年度は6月と11月に体育館で実施	佐倉東小学校
年8回	なかよしタイム(縦割り活動)→校庭(雨天時:教室で実施)	佐倉東小学校
年2回	QU検査(1年生は後期のみ)	佐倉東小学校
年2回	民生委員・児童委員学校訪問会議→前期分6月に実施	佐倉東小学校
7月5日	千成祭礼神輿教室(講話・実技)	佐倉東小学校
8月21日	校内人権研修会(東中学区3校合同人権研修会)	佐倉東小学校

令和5年度 事業・活動計画書

団体・機関名 佐倉市立佐倉東中学校 会員数(団体の場合) 250名

月 日	活 動 内 容	場 所
毎週金曜日	・生徒指導会議で各学年の様子について担当で 情報交換及び対策の検討を行う。	校長室
毎月1回	・職員会議において、各学年の問題行動・長欠生 徒の様子について職員全体で情報共有を行う。	職員室
毎月1回	・校外パトロールに参加(青少年育成連絡協議会)	学区
4月25日～ 5月2日	・第1回教育相談	各教室
5月19日	・生徒総会「さしみ宣言」に署名 いじめを「させないしない・みのがさない」	体育館
7月22日 23日	・千成祭りパトロール(PTAと協働で実施)	千成地区
8月21日	・人権研修会(佐倉東小、白銀小と3校合同)	佐倉東小
10月 日 ～ 日	・佐倉の秋祭りパトロール 大蛇秋祭りパトロール	佐倉地区 大蛇地区
12月 1日	・人権集会 (人権作文、人標標語の発表等)	体育館 各教室
1月23日～ 1月29日	・第2回教育相談	各教室

令和5年度 事業・活動計画書

団体名 千葉県立佐倉西高等学校

月 日	活 動 内 容	場 所
4月18日	第1回高等学校生徒指導推進研究協議会	総合教育センター
5月24日	第1回印旛地区高等学校生徒指導連絡協議会	下総高校
6月 6日	千葉県高等学校教育研究会生徒指導部会	千葉県教育会館
7月 4日	第2回印旛地区高等学校生徒指導連絡協議会	富里高校
9月 7日	第3回印旛地区高等学校生徒指導連絡協議会	佐倉東高校
9月26日	中・高生徒指導連絡協議会（北総教育事務所主催）	印旛教育会館
10月18日	第4回印旛地区高等学校生徒指導連絡協議会	未定
12月 6日	第5回印旛地区高等学校生徒指導連絡協議会	佐倉高校
3月未定	第6回印旛地区高等学校生徒指導連絡協議会	下総高校

令和5年度 事業・活動計画書

団体・機関名 千葉県立佐倉東高等学校

生徒数 【全日制】703名

月 日	活 動 内 容	場 所
4月18日	第1回 高等学校生徒指導推進研究協議会	総合教育センター
5月24日	第1回 印旛地区高等学校生徒指導連絡協議会	下総高校
6月 7日	千葉県高等学校教育研究会生徒指導部会（総会）	県教育会館
7月 4日	第2回 印旛地区高等学校生徒指導連絡協議会	富里高校
9月 7日	第3回 印旛地区高等学校生徒指導連絡協議会	佐倉東高校
9月26日	中・高生徒指導連絡協議会（北総教育事務所主催）	印旛教育会館
10月18日	第4回 印旛地区高等学校生徒指導連絡協議会	成田高校
10月中旬	佐倉市内4高校 PTA 合同研修会（街頭巡回指導）	佐倉高校
12月 6日	第5回 印旛地区高等学校生徒指導連絡協議会	佐倉高校
12月 中旬	第2回 高等学校生徒指導推進研究協議会	総合教育センター
3月初旬	第6回 印旛地区高等学校生徒指導連絡協議会	佐倉西高校

令和5年度佐倉市青少年相談員連絡協議会事業・活動計画書

団体名 佐倉市青少年相談員連絡協議会
構成人数 87人

活動テーマ	青少年の健全育成活動を通してのまちづくり ～ふるさと佐倉を自慢できる青少年の育成～
活動方針	地域の教育力の担い手として 1 青少年健全育成活動の推進 2 身近な地域での活動の充実 3 各種関係団体との連携の推進

月 日	活動内容	場 所	対象・参加者
4月16日	定期総会	市立美術館	青少年相談員
6月11日	印旛地区青少年相談員 基本・課題研修会	印旛合同庁舎	青少年相談員
6月25日	ソフトドッジボール大会	佐倉市民体育館	小学校4～6年生 30チーム 223名
7月2日	印旛地区青少年相談員 課題研修会	栄町立安食台小学校	青少年相談員
8月20日	千葉県青少年相談員 60周年記念式典	青葉の森文化ホール	青少年相談員
9月30日	印旛地区少年の日 ・地域のつどい大会	印西市松山下公園ア リーナ	小学校4～6年生 佐倉市から2チーム約12名予定
10月12日	青少年相談員研修会	佐倉市民体育館	青少年相談員
11月12日	なぞときアドベンチャー	佐倉城址公園	小学生約100人程度
1月21日	たこあげ大会	小出義雄記念 陸上競技場	幼児～大人 250人
2～3月	新規事業	未定	中高生対象にした新規事業検討
年2回	青少年相談員トピックス 発行		全児童・生徒



ソフトドッジボール大会

佐倉市民体育館を会場に佐倉市独自の王様ルールで6ブロックに分かれてリーグ戦で対戦します。

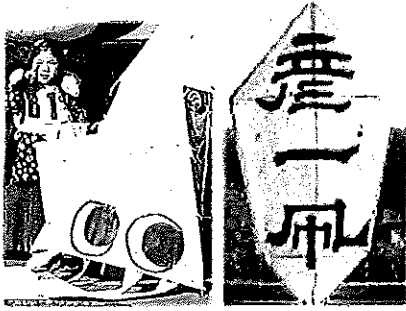
本年度は、4年ぶりに、市内小学校4年生～6年生を対象に1チーム6～8人の30チームを募集しました。結果18小学校から223人の参加があり、ケガもなく、無事大会を終えることができました。

なぞときアドベンチャー

佐倉城址公園を会場に、チームで地図で示したポイントをめぐる、佐倉市にちなんだクイズやなぞとき、簡単なゲームをします。

獲得した点数に応じて、ランキング認定して、認定書を交付します。





たこあげ大会

岩名陸上競技場を会場に老若男女が持参した凧をあげます。

高く上がった凧やユニークな凧には賞品がでます。

たこあげ大会に向けて、各小学校区でたこづくり講習会を行っている地区もあります。

広報啓発活動

- ・年2回のトピックスの発行
- ・ホームページでの活動紹介
- ・マスコットキャラクター「ちゅんさく君」の周知と活用の促進
- ・市内小・中学校の訪問

2019年度以降、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、学校訪問は控えている。

地区活動

上記のほか、市内8地区（佐倉・北志津・南志津・臼井・千代田・根郷・和田・弥富）で、趣向を凝らした地区活動を実施しています。

令和5年度 事業・活動計画書

団体名 印旛健康福祉センター

月 日	活 動 内 容	場 所
6月 12月	1 覚醒剤等薬物乱用防止対策 ・薬物乱用防止の街頭キャンペーン ・薬物乱用防止の街頭キャンペーン	JR四街道駅前 (未定)
5～6月	2 不正大麻・けし撲滅運動 ・管内を巡回し、けしなどを発見した場合には抜去する	管内
通年	3 精神保健福祉相談・訪問 ・精神科嘱託医、精神保健福祉相談員等が心や精神障害等の相談に応ずる	電話・面接 当センター
未定	4 思春期保健事業 ・小中学校教員、市町母子保健担当者向け講演会 (未定)	当センター
通年 奇数月第3金曜 偶数月第3金曜	5 自殺対策事業 ・相談窓口一覧表 (一般向け) をHPに掲載 ・遺族向け対面相談 (6回・千葉いのちの電話) ・わかちあいの会ひだまり (6回・千葉いのちの電話)	当センター
通年	6 配偶者暴力相談支援センター事業 ・電話相談：土日祝日を除く平日9:00～17:00 ・面接相談：火曜日 (予約制)	当センター
12月 3月	7 エイズ (後天性免疫不全症候群) 対策事業 ・街頭キャンペーン ・生徒・学生を対象とした講演会	(未定) 管内高等学校
毎月第2水曜 偶数月第2水曜	・HIV等検査 (予約制) 【受付 13:30～14:00】 " 夜間検査 (予約制) 【受付 17:30～18:00】	当センター

令和5年度 事業・活動計画書

団体・機関名 成田公共職業安定所

月 日	活動内容	場所
7月	●高等学校と企業との就職情報交換会 進路指導担当教諭と企業担当者の面談及び企業による生徒への説明会	成田国際文化会館
要請都度	●高等学校生徒に対する職業講話 ①就職活動の考え方②社会の動き③就職への準備 ④就職活動で大切なこと④ハローワーク成田とは	各学校
要請都度	●高等学校生徒に対する模擬面接等 ①面接に向けて②グループ面接練習③個別面接練習 ④志望動機（履歴書）セミナー⑤履歴書作成支援	各学校
要請都度	●個別面接練習	各学校（HWでも可）
要請都度	●労働法セミナー（就職内定者等向け） ①労働法全般②給与③労働時間④休日など	各学校
12月	●高校生の冬期就職相談週間 主に未内定者に対し、一人一人の希望に応じた求人企業の検索、履歴書作成支援、面接に向けてのアドバイス等	ハローワーク
2月	●高等学校職業指導連絡会議（※中止の場合資料送付） ハローワークからの連絡事項（次年度の業務計画等含む）の共有及び各種支援策の案内等	成田市からべ 公民館

新規学校卒業者の採用選考開始時期等の取決め（令和5年度）

成田公共職業安定所

中 学 校	<p>○公共職業安定所にて求人の受付開始</p> <p>○事業主への求人票返戻開始 * 安定所より管内（成田市・佐倉市・印西市・富里市・印旛郡・山武郡のうち芝山町）の各中学校（就職希望者のいる）へ連絡。</p> <p>○学校推薦・選考開始 * 学校から、安定所経由で、応募者の「紹介状・全国统一応募書類」を事業主へ送付。</p> <p>○採用内定開始 * 応募者へ選考結果の連絡。 * 安定所へ採否通知書にて採否の連絡。</p> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: 20px;"> <p>※ 採否通知書……紹介状（3枚複写）の2枚目、3枚目 ・ 2枚目…事業所管轄安定所へ送付 ・ 3枚目…応募者の学校管轄安定所へ送付</p> </div>	<p>6月 1日～</p> <p>7月 1日～</p> <p>1月 1日～</p> <p>1月 1日～</p>
高 等 学 校	<p>○公共職業安定所にて求人の受付開始 * 安定所の受理印の無い求人票での求人活動は不可。</p> <p>○事業主への求人票返戻開始 * 事業主より各学校へ連絡 * 安定所の管外の学校に連絡する場合、当該学校の管轄安定所に連絡する必要はない。</p> <p>○学校推薦開始 * 学校から、応募者の「全国统一応募書類」（履歴書・調査書）を送付。 * 学校からの応募書類の到着は、9月5日以降となるように。</p> <p>○選考開始（生徒の応募は1人1社まで）</p> <p>○採用内定開始 * 選考結果は原則1週間以内に決定し、応募者及び学校あてに通知する。</p> <p>○1人原則2社まで複数応募が可能 * 千葉県高等学校就職問題検討会議の申し合わせによる。</p>	<p>6月 1日～</p> <p>7月 1日～</p> <p>9月 5日～</p> <p>9月16日～</p> <p>9月16日～</p> <p>10月 1日～</p>
専 門 ・ 短 大 ・ 大 学 等	<p>○安定所における求人の受付開始</p> <p>○安定所における求人票の開示開始</p> <p>○選考開始</p> <p>○採用（正式）内定開始</p>	<p>2月 1日～</p> <p>4月 1日～</p> <p>6月 1日～</p> <p>10月 1日～</p>

令和5年3月新規学校卒業者の進路状況

令和5年3月末現在

成田安定所

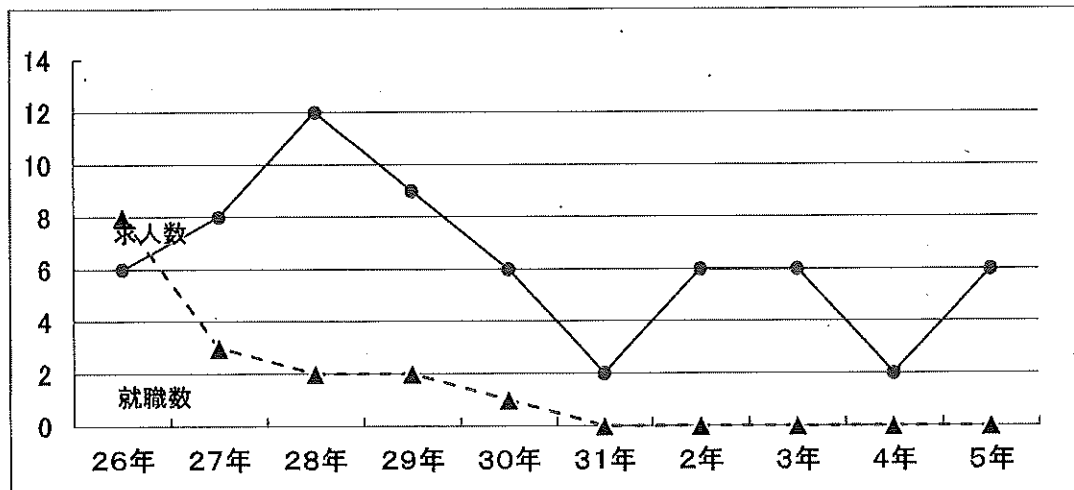
進路別	中学校			高等学校			専修学校			高等専門学校			短期大学			大学						
	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女				
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人				
1 卒業者総数	4,511	2,371	2,140	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	0	0	0	0	0	0	110	1	109	926	433	493	
2 進学者数	4,462	2,343	2,119	1,592	823	769	137	129	8	0	0	0	0	0	0	2	1	1	79	46	33	
就職者数	計	0	0	0	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	0	0	0	98	0	98	715	312	403	
	県内	0	0	0	348	224	124	370	192	178	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	県外	0	0	0	318	202	116	239	133	106	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
4 3のうち学校(安定所)の紹介によるもの	計	0	0	0	30	22	8	131	59	72	0	0	0	0	0	8	0	8	438	229	209	
	県内	0	0	0	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
	県外	0	0	0	15	9	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
5 公共職業訓練校入校者数	3	1	2	8	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
6 専修・各種学校入校者数	18	10	8	710	288	422	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
7 家事・家業・その他	28	17	11	(0)	(0)	(0)	259	170	89	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

注 1 高等学校()は高等学校専攻科のうち数

2 専修学校()は高等技術専門学校高卒2年課程のうち数

新規学校卒業者の求人及び就職者の推移(各年3月末現在) (成田所管内)

(中学校)

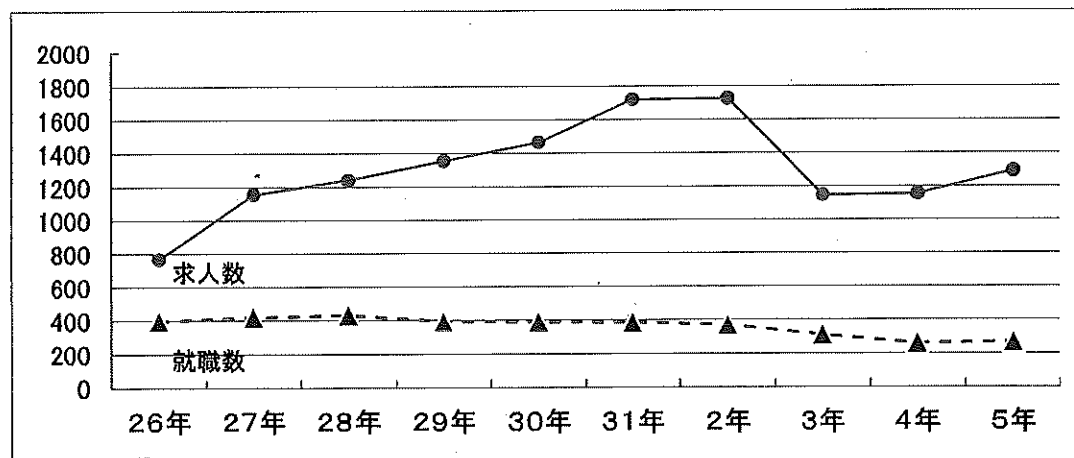


(平成)

(令和)

項目	年	26年	27年	28年	29年	30年	31年	2年	3年	4年	5年
求人数		6	8	12	9	6	2	6	6	2	6
就職数		8	3	2	2	1	0	0	0	0	0

(高等学校)



(平成)

(令和)

項目	年	26年	27年	28年	29年	30年	31年	2年	3年	4年	5年
求人数		768	1,155	1,241	1,354	1,466	1,719	1,724	1,148	1,154	1,292
就職数		396	422	434	394	389	387	370	311	261	268

令和5年度 事業・活動計画書

団体・機関名 少年警察ボランティア 会員数(団体の場合) 15 名

月 日	活 動 内 容	場 所
毎月第3 土曜日	街灯防犯活動見回り	JR佐倉駅周辺 JR八街駅周辺 京成エカリガ丘 酒々井町周辺
10月18日	少年指導委員研修会	三ノアムセンター 佐倉

*既存の書式、計画書でも支障はありません。

提出日：令和5年7月18日（火）まで

令和5年度 事業・活動計画書

団体・機関名 佐倉市青少年育成市民会議

佐倉市青少年育成市民会議は、国が少年非行を防止するため国民が一体となって青少年の健全育成に取り組む国民運動を展開しようと呼びかけ、それに呼応し、昭和57年に佐倉市青少年育成市民会議が設立されました。市内7地区に住民会議があり、子どもの非行防止や子どもたちを犯罪被害から守るためのパトロール活動や地域交流まつりなどを展開し、地域の中で子どもたちの健やかな育ちを応援しています。

主な活動

月 日	活 動 内 容	場 所
6月28日	総会	夢咲くら館
7月10日 ～12日	社会を明るくする運動街頭啓発	市内商業施設
7月14日 ～18日	社会を明るくする運動 Web 講演会	オンライン
9月	「私の思い」中学生の主張千葉県大会	千葉県教育会館
1月8日	佐倉市成人式	佐倉市民音楽ホール
2月	千葉県青少年育成フォーラム	千葉市内
3月下旬	役員会	未定

【主な活動の紹介】

各地区パトロール

子どもの非行防止や子どもたちを犯罪被害から守るため、各地区の駅前や公園などを中心に、パトロールを夜間に実施しています。



令和5年度事業計画

団体名 佐倉市スポーツ協会

月	日	曜日	事業名	会場	対象
4	16	日	市民ソフトボール大会【予備日4/23】	長嶋記念球場他	一般
	17	月	市民ゴルフ大会	佐倉カントリー	一般
	29	土	太極拳検定試験及び講習会	佐倉市民体育館	一般
5	3	水	春季市民野球大会(6/18迄 10日間)	長嶋記念球場他	一般
			佐倉市長杯中学生レスリング選手権大会	佐倉市民体育館	中学生
	9	火	佐倉市体育協会第1回理事会	社会福祉センター3階	体協理事
	14	日	市民インディアカ大会	佐倉市民体育館	一般
			市民テニス大会(5/21迄 2日間)【予備日5/27,6/4】	岩名テニスコート他	一般
	16	火	令和4年度佐倉市体育協会表彰式並びに 佐倉市体育協会総会	社会福祉センター3階	体協理事他
	20	土	市民弓道大会(5/27迄)	佐倉市民体育館	高・一般
	21	日	市民バドミントン大会	佐倉市民体育館	小学生～一般
	27	土	市民バスケットボール大会(5/28迄 2日間)	佐倉市民体育館	高・一般
28	日	市民ソフトテニス大会【予備日6/18】	岩名テニスコート	高・一般	
6	4	土	市民剣道大会	佐倉市民体育館	中・高・一般
	11	日	市民卓球大会	佐倉市民体育館	一般
7	2	日	市民バレーボール大会	佐倉市民体育館	高・一般
8	26	土	佐倉市近隣柔道大会	佐倉市民体育館	中学生
9	17	日	佐倉市少年サッカー選手権大会(9/18迄)【予備日9/23】	岩名球技場他	小学生
10	1	日	市民サッカー大会(10/29迄 9日間)	岩名球技場	一般
			市民空手道大会	佐倉市民体育館	小学生～一般
	14	土	佐倉市子ども相撲大会【予備日10/15】	岩名相撲場	小学生
11	11	土	佐倉市陸上競技選手権大会(11/12迄)	小出義雄記念陸上競技場	小学生～一般
	18	土	佐倉市体育協会70周年記念式典	ウインストンホテルユーカリ	体協関係者
12	24	日	市民バウンドテニス大会	佐倉市民体育館	一般
1			市民スキー	志賀高原	一般・クラブ員
3			市民ボウリング大会	ユーカリボウル	一般
3	2	土	春季少年野球大会(3/31迄 11日間)	長嶋記念球場他	小学生
			佐倉市体育協会第2回理事会		体協理事

千葉県・印旛郡体育協会主催事業

7	1	土	第74回印旛郡市民スポーツ大会総合開会式	白井市	高・一般
	2	日	第74回印旛郡市民スポーツ大会(～7/23迄)	郡内各会場	高・一般
8	26	土	第74回印旛郡市民スポーツ大会総合閉会式	白井市	高・一般
			第73回千葉県民体育大会団結式	白井市	高・一般
			第73回千葉県民体育大会夏季大会		高・一般
			第73回千葉県民体育大会秋季大会		高・一般
12	10	日	第93回印旛郡市駅伝競走大会	小出義雄記念陸上競技場	高・一般
3			第74回千葉県民体育大会冬季大会(スキー)		高・一般

後援・協力行事

			わんぱく相撲佐倉場所	岩名相撲場	小学生
10	9	月	さくらスポーツフェスティバル	小出義雄記念陸上競技場	小学生～一般
11	26	日	第70回佐倉市制記念駅伝競走大会	小出義雄記念陸上競技場	中学生～一般
			トップアスリート教室		
3	24	日	第41回佐倉マラソン	小出義雄記念陸上競技場	小学生～一般

令和5年度佐倉市スポーツ推進委員事業計画

月	日	曜日	事業名	会場	備考
5	15	月	第1回会議(ニュースポーツまつり 他)	市民体育館	
6	24	土	ニュースポーツまつり	市民体育館	
8	未定		第2回会議(さくらスポーツフェスティバル)	市民体育館	
10	9	月	さくらスポーツフェスティバル	岩名運動公園	
			第3回会議(冬期事業について)		
12	10	日	佐倉市スポーツ推進委員冬期事業	市民体育館	
3	24	日	第41回佐倉マラソン	岩名運動公園	

令和5年度東印旛地区スポーツ推進委員事業計画等(予定)

月	日	曜日	事業名	会場	備考
4	18	火	東印旛地区スポーツ推進委員連合会総会	成田市役所	
5	25	木	県連合会 第1回理事会 第3回関東実行委員会	県総合SC	
6	9	金	関東スポーツ推進委員研究大会(～10日)	群馬県 前橋市 ALSOKぐんまアリーナ	
	15	木	県連合 第1回企画部会・指導部会	県総合SC	
	16	金	県連合 第1回研究部会・女性部会	県総合SC	
7	1	土	千葉県スポーツ推進委員初任者研修会	県総合SC	
8	4	金	県連合会 第2回理事会 第4回関東実行委員会	ホテルポートプラザちば	
	5	土	東印旛地区スポーツ推進委員連合会全体研修会 東印旛地区スポーツレクリエーション祭	市民体育館	
9	9	土	県連合会 拡大女性部交流会	県総合SC	
10	19	木	県連合会 第2回企画部会・研究部会	県総合SC	
11	16	木	全国スポーツ推進委員研究大会(～17日)	リンクステーションホール青森	
12	15	金	東印旛地区スポーツ推進委員連合会第2回理事会	成田市役所	
1	21	日	第39回千葉県スポーツ推進委員研究大会	八千代・印西地区	
	25	木	県連合会 第2回女性部会・指導部会	県総合SC	
	27	木	千葉県スポーツ推進委員研修会—学びと集い2023—	県総合SC	
2	15	木	第5回関東実行委員会		
3	7	木	県連合会 第3回理事会	県総合SC	
	未定		東印旛地区スポーツ推進委員連合会 第3回理事会	成田市役所	

佐倉市青少年問題協議会
 令和5年度 第1回会議 提出資料
 別紙：2「令和5年度 事業・活動計画書」

団体名：佐倉市PTA連絡協議会 上志津中学校PTA会長

1. 佐倉市PTA連絡協議会

月日	活動内容	場所
4月14日(金)	市P連 第1回役員会	
4月20日(木)	市P連 第1回運営委員会	
5月13日(土)	市P連 定期総会	中央公民館
5月27日(土)	群P連 本部役員会議・第1回理事会 同総会	印旛教育会館
5月24日(木)	市P連 バレーボール大会抽選会	中央公民館
6月1日(木) ~2日(金)	市P連 バレーボール大会	市民体育館
6月3日(土)	県P連 定期総会、表彰式	千葉県教育会館
6月12日(月)	三行詩応募作品〆切	
6月17日(土)	群P連 バレーボール大会	市民体育館
7月24日(月)	群P連 標語・作文コンクール作品応募〆切	
8月	-夏季休業中校外巡回指導-	
8月25日(金) ~26日(土)	第71回日本PTA全国研究大会広島大会	
9月15日(金)	群P連 本部役員会議・第2回理事会 同 標語・作文推薦作品審査	印旛教育会館
9月15日(金)	印旛郡市社会教育振興大会	印旛教育会館
10月28日(土) ~29日(日)	第54回日本PTA関東ブロック 研究大会ちば大会	
11月16日(木)	県P連 バレーボール大会	成田市中台体育館
12月2日(土)	市P連 運営研修会 *中止	中央公民館
12月~1月	-冬季休業中校外巡回指導-	
2月15日(木)	群P連 本部役員会 第3回理事会	印旛教育会館
2月16日(金)	市P連 第2回役員会	
2月20日(火)	市P連 第2回運営委員会	

2. 佐倉市立上志津中学校PTA

月日	活動内容	場所
4月7日(金)	入学式	
4月20日(木)	授業参観 PTA総会	
5月13日(土)	市P連 定期総会	
5月25日(木)	体育祭	
7月6日(木)	学校運営委員会、評議委員会	
7月14日(金)	環境整備 第1回PTA運営委員会	
10月~11月	教育ミニ集会 第2回PTA運営委員会	
2月~3月	第3回PTA運営委員会	
3月	卒業式	

令和5年度 事業・活動計画書

団体・機関名：佐倉人権擁護委員協議会 会員数：14名（佐倉市委員数）

月 日	活 動 内 容	場 所
令和5年 5月12日	令和5年度 佐倉人権擁護委員協議会第一部会総会	佐倉市ミレニアム センター佐倉
5月19日	令和5年度 佐倉人権擁護委員協議会総会	佐倉市ウイシュト ンホテル・ユーカ リ
6月2日	第1回役員会 「人権擁護委員の日」研修会について	佐倉市役所
7月10日	第1回研修会 「障がい者スポーツと人権」	酒々井町中央公民 館
8月18日	第2回役員会 第2回研修会について 人権集会について	佐倉市役所
12月	第2回研修会及び人権週間啓発活動に関する 反省会	四街道市
令和6年2月	第3回役員会 令和6年度総会について	佐倉市役所
4月	会計監査	佐倉市役所

*既存の書式、計画書でも支障はありません。

青少年や青少年たちを取り巻く環境で課題と感ずること

本会が実施している学習支援では、6団体が主に公民館等公共施設を会場として活動しています。令和4年度は、小・中・高生延べ2,519名(前年比1,112増)の参加者と2,525名(前年比392増)のボランティア(内学生ボランティア84名)が活動しました。両親が外国籍の児童生徒への日本語支援や中学3年生の受験生への支援など学習支援に対するニーズが広がってきている他、学校の先生が児童生徒の様子を見にこられると、児童生徒がモチベーションも上がり勉強に励んでいます。反面で、公共施設の会場確保ができなく十分な学習支援活動が行えない状況があり、学習支援を必要とする児童生徒が行き場がなくなる時もあり、学習支援活動と学習支援を必要とする児童生徒にとって大きな課題となっています。

また、生活困窮者支援で、親が精神的な病等で働くことができない世帯では、経済的に困窮する上に子どもは親を介護するために通学や進学ができないできなかったり、アルバイト代をすべて家計に入れているヤングケアラーの問題に直面することが増えています。

上記の課題を解決するための提言

学習支援では、公民館等の公共施設に学習支援活動を必要とする児童生徒の環境と、そこへ関わる地域住民の想いと活動へご理解いただき、施設利用に対する配慮を頂きたいと思えます。また、公共施設以外でも、子どもたちが学習できる場所や子どもたちが気軽に寄れる場の提供をお願いします。

ヤングケアラーの問題では、生活困窮者支援において子どもの権利擁護に特化して行政各課の連携と長期的な支援の体制が重要だと考えます。合わせて世帯が孤立せず子どもが地域から見守り声掛けてもらえる環境をつくっていくことが重要だと考えます。

令和5年度 第1回 佐倉市青少年問題協議会

- ・活動を通して青少年や青少年を取巻く環境で課題と感じていることがございましたら、ご記入ください。
- ・上記の課題を解決するための提言がございましたらご記入ください。

団体・機関名 佐倉市立佐倉東中学校

<p>青少年や青少年を取り巻く環境で課題と感じていること</p> <p>中学校の生徒の様子としては、表面上問題のない生徒が多く、おだやかであいさつもよくできる生徒が多い。その反面、集団での生活に馴染めず、不登校や不適応を起こす生徒も各学年数名ずついる。また、携帯をもっている生徒がほとんどであり、校内への持ち込みは禁止しているが、家庭での生活の中でSNS上でのトラブルが数件発生している。内容は、悪口やからかいなど、教育相談等を行う中で、早期に発見できており、深刻なものにはなっていないが、今後ゲームやスマートフォンを介したトラブルは、増えていくことが予想される。年度初めにスマホ安全教室を開催し、生徒への注意喚起を行っているが、家庭との連携がさらに求められる。</p>
<p>上記の課題を解決するための提言</p> <p>本校では、年度初めに一件、生徒の行方不明の事案があったが、佐倉警察の生活安全課の所員の皆様のおかげで発見でき、大事に至らなかった件がある。改めて、警察など関係機関との連携が大切であることを感じた。事案が発生した時には、できるだけ早く、関係機関、警察や児童相談所など関係機関と連携することが大切である。また、ネグレクト傾向のある家庭に対しては、こども家庭課と連携し、子どもへの深刻な虐待等に発展しないように情報共有と見守りを続けていくことが大事である。保護者との面談や生徒指導会議の中で、早期に問題を発見し必要に応じて情報を共有し、迅速な対応をすることが深刻な事案を防ぐ策の一つであると考え</p> <p>る。</p>

○発達障害を抱えている生徒が増加してきた。往々にして保護者も発達障害を抱えていることが多いが、学校はADHDやLDの対応に困っていても、本人、保護者に「困り感」が無く、特別支援につなげないケースが増えている。攻撃性などがあるケースであると周囲の生徒の「学習権の侵害」なども起こり、早く医療等につなげる必要があるが、特別支援アドバイザーなども学校にはアドバイスするが、本人、保護者にアドバイスができない。さらに、辺り構わず暴力行為なども起こり、事件発生の危険も孕んでいる。

○暴走族が増加している。警察に呼び止められても事実を認め、反省しない生徒が増えている上に、保護者も一緒に嘘を容認するケースが増えている。厳しい指導が無くなった影響か、怖いもの知らずで反社会的、非社会的な行動を起こし、反省もしないので、行動変容が期待できない。最近の若者による闇バイトなどによる強盗事件はこの延長線上の出来事だと捉えている。

上記の課題を解決するための提言

○小学校、中学校段階で、特別支援が必要な児童・生徒の発見と状況に合わせた治療等の対応が必要。特別支援の必要性の見立てのできる特別支援アドバイザーが長く児童・生徒の観察ができ専門機関へとつなげられる制度が必要である。さらに、通級等で対応した生徒等が進学した先の高校と情報を共有することが必要。高校側では保護者からの「配慮申請」がなければ情報が得られないため、細かいことまで情報を貰える会議等の設置が必要。

○非行対応は、学校、警察、PTAなどの地域巡回パトロールなどを充実させ、未然防止に努めることと、学校における発達段階に応じた講習会・講演会などを充実させること、その場合の講師バンクのようなものをつくり情報提供していただけると有難い。

- ・活動を通して青少年や青少年を取り巻く環境で課題と感じていることがございましたら、ご記入ください。
- ・上記の課題を解決するための提言がございましたらご記入ください。

団体・機関名 千葉県立佐倉東高等学校

青少年や青少年達を取り巻く環境で課題と感じていること
(1) SNS上での人間関係トラブル、性的被害の増加
(2) ゲーム依存による学習時間の減少
(3) コミュニケーション力の低下
(4) 他者との距離がうまく取れない者の増加
(5) 家庭の経済力・教育力など (ヤングケアラー・貧困など)
上記の課題を解決するための提言
(1) 情報教育や人権教育の充実
(2) 補習や進路指導、保健指導の体制の充実
(3) コミュニケーション能力を育てる授業の充実、教育相談の充実とスクールカウンセラーの活用
(4) 教育相談の適宜実施とスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの有効活用

令和5年度 第1回 佐倉市青少年問題協議会

- ・活動を通して青少年や青少年を取巻く環境で課題と感じていることがございましたら、ご記入ください。
- ・上記の課題を解決するための提言がございましたらご記入ください。

団体・機関名 佐倉市青少年相談員連絡協議会

青少年や青少年達を取り巻く環境で課題と感じていること

不登校等の問題を最近耳にします。

又、共働きのお父さんには、食事の問題。

上記の課題を解決するための提言

我々の団体では、行事を通じて、好む好むにメリ

カリなどの対応は、できていません。

しかも、メリメリ行事の開催を通じて

何卒の役に立ちたいと思っています。

提出日：令和5年7月18日（火）まで

令和5年度第1回佐倉市青少年問題協議会

佐倉市スポーツ協会

- ・ 青少年や青少年達を取り巻く環境で課題と感じていること

教職員の負担軽減等の趣旨から学校部活動の地域移行が模索されており昨年のこの会議で「投げ手の学校側、受け手の民間側がしっかりとキャッチボールをしていかないと青少年がスポーツに接する機会を奪ってしまう結果になりかねない」と懸念を表明しましたところ、令和5年～7年の県基本方針が示されました。しかし私はこれを拙速に感じましたので本年も同様これを課題とします。

(理由)

私は印旛郡市スポーツ協会、佐倉市スポーツ協会で役員をしていますが、このことについてこちらでは「県レベルでも明確な方針が示されていない」との回答。

そんな中、佐倉市教育委員会では地域移行への調査及び外部委託について現在プロポーザル型の業者募集をかけているとのことでした。

投げ手、受け手はタイヤの両輪になっているのか懸念します。

- ・ 上記の課題を解決するための提言

どちらか一方が取り残されることのなきよう「青少年がスポーツに接する機会」と「教職員の負担軽減」をバランスよく勘案し、時間をかけ段階的に移行するルールの策定。

教職員の働き方改革については十二分に視野に入れつつも、青少年の社会体育参加機会確保、枠組みを構築する。

団体名：佐倉市PTA連絡協議会 上志津中学校PTA会長

1. 青少年や青少年達を取り巻く環境で課題と感じていること

(1) スクールガードボランティア

スクールガードボランティアに皆様には大変感謝しております。

継続的な課題ですが、成りて不足、高齢化が課題となっています。

自治会や高齢者クラブを通じて声掛けし体制の維持に努めていますが、人数が少なく一人一人の負担軽減には至っておりません。

近隣の小学校では保護者当番を作成し、保護者参加意欲の向上に努め、スクールガードボランティアの負担軽減を進めてきましたが根本的な解決には至っておりません。

(2) PTA

子ども達が通う学校と保護者は信頼に基づく協力関係が不可欠であるが、近年次の課題があると認識している。

①共働き家庭の増加、片親家庭の増加に伴う保護者が学校行事に関わる時間の減少

②感染症拡大によるPTA活動の縮小、学校行事への保護者参加の見合わせによるコミュニケーション機会の減少

これらにより、PTA活動の必要性に揺らぎが生じ活動の大幅な縮小が進み、更に活動の必要性が希薄となったことで、会員の離脱が増え、全国的には極端な例として解散に至るケースもある。

個人的には、PTAへのこだわりは無いが、別途「保護者会」など結成するなら現行PTAで良いと考えている。

2. 上記の課題を解決するための提言

(1) スクールガードボランティア

基本的に現在のように地道な声掛けが最も有効でほかに代わる方法は思いつきません。

どれほど効果があるか不明ですが、佐倉市の活動としてはもっと魅力的な広報活動が可能だとおもいます。

<https://www.city.sakura.lg.jp/material/files/group/58/borannthiabosyuu.pdf>

更に、実現性はかなり低いと認識していますが、

- ・スクールガードボランティアの有給制度の検討
 - ・佐倉市シルバー人材センターの活用の検討（有給のため原資の担保が必要）
- の検討をお願いしたいと思います。

既に検討済みであれば結果に関わらず情報提供をお願い申し上げます。

(2) PTA

時代の変化であり、変化に応じた対応が必要と認識しています。

- ・変化を促すには相当の労力を要する
- ・変化を受け入れ、自然衰退による残務を少人数で対応する

どちらも本部役員や主要関係者に相当の負担がかかることが見込まれます。

PTA組織の課題であり、佐倉市の直接課題ではありませんが、「青少年や青少年達を取り巻く環境にける課題」として更に認識を深めて頂き、情報収集、評価、検討を行って頂けるようお願い申し上げます。

地方青少年問題協議会法

(設置)

第一条 都道府県及び市（特別区を含む。以下同じ。）町村に、附属機関として、それぞれ都道府県青少年問題協議会及び市町村青少年問題協議会（特別区にあつては、特別区青少年問題協議会。以下同じ。）（以下「地方青少年問題協議会」と総称する。）を置くことができる。

(所掌事務)

第二条 地方青少年問題協議会は、当該地方公共団体における次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- 一 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立につき必要な重要事項を調査審議すること。
 - 二 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の適切な実施を期するために必要な関係行政機関相互の連絡調整を図ること。
- 2 地方青少年問題協議会は、前項に規定する事項に関し、当該地方公共団体の長及びその区域内にある関係行政機関に対し、意見を述べることができる。

(組織)

第三条 地方青少年問題協議会は、会長及び委員若干人で組織する。

(相互の連絡)

第四条 地方青少年問題協議会は、相互に緊密な連絡をとらなければならない。

(経費)

第五条 国は、都道府県青少年問題協議会を置く都道府県及び市青少年問題協議会を置く地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市に対し、予算の範囲内において、当該都道府県青少年問題協議会及び市青少年問題協議会の運営に要する経費の一部を補助することができる。

(条例への委任)

第六条 この法律に定めるものを除くほか、地方青少年問題協議会に関し必要な事項は、条例で定める。

佐倉市青少年問題協議会設置条例

(設置)

第1条 本市は、地方青少年問題協議会法（昭和28年法律第83号）第1条の規定により、佐倉市青少年問題協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 協議会は、委員30人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者について市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 副市長
- (2) 市教育委員会委員
- (3) 市の事務部局の関係職員
- (4) 市教育委員会の事務局の職員
- (5) 警察関係職員
- (6) 家庭裁判所の職員
- (7) 社会教育委員
- (8) 民生委員・児童委員
- (9) 保護司
- (10) 社会福祉協議会運営委員
- (11) 小学校長、中学校長、高等学校長
- (12) 青少年相談員
- (13) 識見を有する者

(委員の任期)

第3条 委員の任期は3年とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長、副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長は、市長をもって充て、副会長は、教育長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときは、副会長がその職務を代理する。

(庶務)

第5条 協議会の庶務は、青少年育成担当課において処理する。

(雑則)

第6条 この条例に定めるもののほか、議事手続その他協議会の運営に関し必要な事項は会長が定める。